東日本高速道路株式会社　北海道支社
支社長　　長内　和彦

質問書に対する回答

（工事名）　札樽自動車道　張碓トンネル補修工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	特記仕様書　２２－１０．漏水防止板工（６）支払において『既設漏水防止板の撤去、廃材の運搬及び処理（スクラップ処理による売却額は除く）等、漏水防止板工Ｂの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含む』と明記されています。 　また、同じく特記仕様書　１３．残存物件の処理に関する事項において、撤去する漏水防止板については受注者による売却処分を追加する場合があり、売却額については監督員と受注者とで協議し定めるとされています。 　スクラップ対象以外の処分が必要なものが不明ですが、本見積においては、処分費、運搬費などは設計変更の対象として計上しなくて良いとの理解でよろしいでしょうか。また、計上が必要な場合、処理方法（既設漏水防止板のスクラップ以外の処理対象品目、分別費用の要否等、）および運搬（指定される仮置き箇所、処分場等）に関する具体的条件を教示願います。	漏水防止板本体は、金属とプラ等の複合材料の製品となります。建設混合廃棄物として処分費及び運搬費を計上するものとしてください。 　また、漏水防止板本体の処理施設は、株式会社アールアンドイー（処分場所在地：北海道北広島市大曲工業団地４丁目４－１）としています。ただし、記載している処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではありません。
2	特記仕様書　２２－９．覆工はく落防止対策工について、Ａ１、Ｂ１、Ｂ２については、種別の明記および設計図の詳細図より繊維シートを使用した工法であると理解しますが、Ｃについては、シートの明記がなく、また具体的な詳細図の提示が	覆工はく落防止対策工　Ｃに使用する材料は、特記仕様書２２－９（３）材料及び施工に記載のとおり、構造物施工管理要領　Ⅲ.保全編　３－５「はく落防止」３－５－３「材料」の規定に適合するものとなります。

	ありません。Ａ１、Ｂ１、Ｂ２とは違う工法であれば、仕様、詳細図、など具体的資料の提示をお願いいたします。	
3	特記仕様書　２４．補足事項において、トンネル漏水防止板の施工における照明灯具等支障物件の撤去、再設置については協議事項とされていますが、既設管理施設などにより漏水防止板の加工などが生じた場合、その費用についても協議対象との理解でよろしいでしょうか。	現地施工条件により漏水防水板の加工が必要であると監督員が認めた場合には、変更協議の対象となります。
4	民家などが近接した施工箇所において、防音対策等が必要となった場合、その対策については協議対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	特記仕様書１５－３「騒音等に関する配慮」に記載のとおり、十分な対策を講じた場合にあっても、工事中の著しい騒音等の発生により防音設備の追加等の特別な対策が必要であると監督員が認めた場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとなります。

以　　上